

- 一 現金見合ヲ毎日壹圓支給セラレタシ
- 一 現在ノ購買會ヲ積立金五圓ニテ經營セラレタシ
- 一 諸掛ノ内容明細發表セラレタシ
- 一 舊社宅ノ改造ヲセラレタシ
- 一 醫師ハ傷病患者ニ對シ親切ニ取扱ハレタシ
- 一 坑夫勞役扶助規則ニヨル手當ハ公平ニ支給セラレタシ
- 一 舊社宅最寄ノ箇所ニ浴場ヲ設置セラレタシ
- 一 賃金ハ狀袋ニ封シ内容記入ノ上支拂ハレタシ
- 一 二ヶ月賞與ヲ撤廢シ半期賞與ニセラレ稼高百分ノ六ヲ支給セラレタシ

但シ益正月ノ二期ニボウナストシテ支拂ハレタシ

- 一 爭議ニ依ル犠牲者ヲ出サマル事
- 一 之ニ對シ鑛業所側ハ坑夫組合員タル第三者ノ立會ヲ許サズトシ之ヲ退席セシメテ折衝ニ入り右要求條項中最低賃金設定ハ絕對不可能ナルニ付之ヲ認メス又同系各炭鑛トノ關係上實施不可能ナル二ヶ月賞與撤廢及犠牲者ヲ出サマルコトノ三項目ヲ除キ大

(6)

體承認シタルモ容易ニ纏ラズ犠牲者ノ點ニテ長時間ヲ要シ數次折衝ノ結果午後十時半漸ク左記十項目ニ亘ル妥協案成立シ別ニ金一包ヲ給與ノコト、シタリ

妥協案

一 採炭夫、堀進夫、仕繰夫、支柱夫ニ對シ一方ニ付十錢ノ生活費補助ヲ支給

右ハ六月一日ニ遡リ實施

一 勞働時間ヲ十時間トス

一 坑内受賃夫ニシテ現金見合ノ必要ノ人ニ限り稼働賃金中ヨリ毎日一圓内拂ス

右ハ二ヶ月以内適當ノ日ヨリ實施ス

一 諸掛ノ内容ハ明細發表ス

一 舊社宅ハ漸次改造ス

一 醫師ハ傷病患者ニ對シ親切ニ取扱フ

一 坑夫勞役扶助規則ニヨル扶助ハ公平ニ取扱フ

(7)

一 舊社宅最寄リノ箇所ニ浴場ヲ設置ス